

仙台市環境影響評価審査会 議事録

- 日時 令和4年9月1日(木) 9時30分～10時40分
- 場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎(MSビル)2階会議室(WE B会議形式)
- 出席委員 山田会長, 丸尾副会長, 大野委員, 西條委員, 齋藤委員, 牧委員, 松木委員, 森本委員, 山口委員, 横尾委員
- 欠席委員 岩谷委員, 菊池委員, 小林委員, 多田委員
- 事務局 菅原環境部長, 渡邊環境企画課長, 相田環境対策課長

■審議 ・(仮称)太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について(諮問第75号)

■報告 ・ヨドバシ仙台第一ビル計画に係る事業計画(工作物の設置)の変更及び環境影響の再予測評価について

- 事業者 ・事業者1 (仮称)太白CC太陽光発電事業 事業者
- ・事業者2 ヨドバシ仙台第一ビル計画 事業者

事務局	【次第1 開会】
事務局	・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】
山田会長	・資料確認
山田会長	【次第3 審議】
(審議1)	<<公開・非公開の確認>>
山田会長	原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする
事務局	→(各委員了承)
事務局	議事録署名 横尾委員に依頼
事務局	→(横尾委員了承)
事務局	それでは、(仮称)太白CC太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書について審議します。
事務局	今回は初めての審議となりますので、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	事務局より説明いたします。
事務局	本事業につきましては、環境影響評価法の対象事業であり、当該法におきまして事業着手までに4段階の手続きを規定しております。今回は2つ目の段階である方法書手続きとなります。
事務局	本方法書の縦覧期間は7月29日から8月29日までであり、住民意見の提出期限は9月12日までとなっております。

事業者 1

それでは、方法書の内容につきまして別冊資料1に基づき、また、8月5日、6日に開催された住民説明会の開催概要につきまして簡単に、さらに、可能な範囲で、現時点での住民意見の概数及び主な内容につきまして、事業者のほうからご説明いただければと思います。

事業者の方、どうぞよろしくお願いいたします。

(別冊資料1について説明)

(説明会の開催概要と住民意見について)

湯元市民センターにおいて、1回目を8月5日(金)19時から、2回目を8月6日(土)10時からそれぞれ1時間半程度で実施し、参加者は1回目が1名、2回目が2名の合計3名でした。主な意見は3件ございました。

1. パネルの強風による飛散の懸念と、飛散したパネルの環境への影響はどうか。
2. 保水力について、雨水の浸透能はパネル設置後にどうか。
3. 調整池の設計を県の基準である50年確率の日雨量300mmで設計しているが、昨今の異常気象によると400mmなどが懸念されているためその点を考慮いただきたい。

回答といたしまして、

1. パネル架台はJISC8955に基づき設置することで構造的な安全性を確保していることを説明いたしました。また、パネルの有害物質につきましては、使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供ガイドラインの基準値未満のパネルを使用することから、環境への影響は想定されないとご回答しております。

2. パネルの下は芝地や草地となっており、パネルの表面を流れた雨水は地面に落下しますので、地表面の保水力は現在とほとんど変わらないことを回答いたしました。

3. 一方、調整池容量の設計においては、ご指摘の県の林地開発の基準に従って、9割の水が浸透されずに調整池に流れるとした設計としておりますので、安全サイドの設計となっております。また、調整池の設計要領については、行政が定めている基準を現状のまま進めて良いのかどうか、宮城県とも相談している状況でございます。行政としては柔軟に降雨量を設定することはできないため、本事業だけ近年の大雨を鑑みて可変的にすることはできず、基準どおりに設計せざるを得ないという協議状況を住民の方にご説明しております。ただし、本事業では計画地に12箇所もの調整池を設置することにしており、さらに調整池の設計においては既存ゴルフ場跡地のパネル設置部は草地や芝地のままであるものの、開発区域として扱っておりますので、少なくとも本事業の調整池の容量につきましては安全サイドの設計とな

っているということを説明しております。

なお、住民説明会は参加者3名と少なかったため、8月10日から弊社ホームページおよび各縦覧場所へ説明会資料を一緒に縦覧することで対策をとっております。また、本日現在、縦覧場所の意見箱および弊社の方にも住民意見は届いていない状況になっております。

山田会長

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご質問あるいはご発言がございましたら挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。松木委員、お願いいたします。

松木委員

2点確認です。1点目が要約書35ページの表4.1-2の環境影響評価の項目の選定について、盛り土をしたところにパネルは設置しないので土地の安定性が選定項目に入っていないということですが、過去のゴルフ場の造成時に盛り土がなかったのかを確認しているか、お伺いしたい。1点目、お願いします。

山田会長
事業者1

それでは、事業者さん、お願いいたします。

今回の事業区域内におきまして、32か所のボーリング調査を実施しております。今のご質問に対して切り土、盛り土がわかる当時の造成工事の図書があれば一番わかりやすいのですが、それは既にもう存在しておりませんので、ボーリング調査の結果から判定しております。その中で、旧盛り土、当時の盛り土というところはございます。表現としては現状の盛り土とは違うのですが、その工事後、もう既におおむね40年ぐらい経過しており、旧盛り土ということになっておりまして、今回の盛り土とは別物と考えております。その盛り土層においても、地質調査の土質データを取って、土質定数というものを決定しております。今回は、先ほどの安全解析の対象物としてはその旧盛り土については特に実施しておりません。

松木委員

ボーリング調査から安定しているという安全性が得られたという理解でいいですか。

事業者1

そこで安定計算を実施しておりませんが、既に40年何も起きていないということが一つの安全を維持できているという担保になります。それと、現状の盛り土した部分の勾配が急勾配でないということから、そのように判定しております。

松木委員

そうなりますと、専門ではないのでわかりませんが、これまで何も起きていなかったということですが、そのパネルを設置するという変更があるわけですね。なので、同じように扱うのはちょっとどうなのかなということ、やっぱり選定項目には入れておいたほうがいいのではないかなと思います。

事業者1

今のご意見に対して回答します。太陽光発電事業が環境影響評価法の対象

となったということで、環境影響評価が行われているのですが、新しい林地を開発する場合と、開発済みのゴルフ場跡地を利用する場合とがあり、現状で一般的な事業で林地を開発するような内容の影響が想定される参考項目がゴルフ場跡地でも選ばれていました。その中で、開発済みの土地については、どのような点について合理化できるかというのを経産省と環境省のほうで検討しまして、その検討の中で「想定したゴルフ場跡地」に今回は該当すると考え事業計画を策定しております。その中で、土地の安定性については、「想定したゴルフ場跡地」の場合は土地の安定性が損なわれないということで、選定しないことが可能であるとしておりまして、その辺の資料をもとに非選定としております。

松木委員

私はこの件の専門ではないので、もし専門の先生がいらしたらご意見をお伺いしたいです。

山田会長

山口委員いかがでしょうか。

山口委員

私も後で質問しようかと思っていたのですが、松木委員の指摘がすごく重要なところで、まず過去の盛り土で40年災害がなかったから今後もないだろうというのはちょっと言い過ぎですね。盛り土は劣化していく可能性があり、例えば透水性が悪くなってどんどん水がたまりやすくなったりとか、そういう可能性がありますので、過去40年なかったから今後50年とか何年もありませんよというのはちょっと言い過ぎだと思います。住民からの質問にもあったとおり、例えば降雨量が300ミリで今計算しているけど500ミリに増えたら、どうなるのかというようなこともあり、過去の降雨の量と最近の降雨の量はまただんだん変わってきているので、そういうのも含めて検討したほうがいいというのが一つ。旧盛り土についても検討したほうがいいのではないのかという指摘はまさに、そのとおりだと思います。

山田会長

松木委員の質問、もう1点についてお願いします。

松木委員

今回の説明ではあまり触れられてなかったと思うのですが、例えばイヌワシの飛来、分布が確認されているというところで、方法書の97ページ、イヌワシの生息確認について、今回林地ではないというところで事業を実施し、伐採する木も少なく、あと新しく盛り土もしないという、当初よりもかなり配慮はされているなと思います。一方で、生態系ということで考えると、草地を非常に利用する鳥、イヌワシなんか最たるものだと思うけれども、森林というよりは開けた場所を利用する動物にとって、結構重要な位置になっていると思います。それで、営巣地とかが近くにあった場合には、幼鳥、生まれたばかりの猛禽がそこを練習場にするとか、狩りの練習をするとか、そういう重要な位置になるということもあるので、その近辺の営巣地とかの情報というのはあつたりするのでしょうか。これは公開にはできない

事業者1	<p>と思いますが。</p> <p>そういったところは、鳥類の専門家などからヒアリングをしております。文献上では、イヌワシが飛来するような場所ということで示されておるところではございますが、このあたりは現状、そんなたびたび飛来するような場所ではないということは専門家からは伺っておるところでございます。確かに松木先生がおっしゃられた草地環境的なところに飛来するような種類ということも考えて、この中で生態系調査という項目もこれから実施するわけですけれども、その中では若干そういった草地性環境を好むような、猛禽類のノスリを選定して、進めておるところでございます。</p>
松木委員 山田会長	<p>ありがとうございます。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、先ほどの関連で山口委員からご質問がありましたらお願いいたします。</p>
山口委員	<p>地盤関係の話で、先ほどの質問とちょっと関連することについて、今までゴルフ場を経営していた中で、例えば崩れやすく、何かここいつも補修していたとか、そういうようなところがあったら、旧盛り土と同様に検討しなければいけないと思いますけど、今までの管理状況でちょっと注意が必要な地形とかというのはヒアリングはされていますでしょうか。</p>
事業者1	<p>今のご質問のとおり、まずゴルフ場を経営している方に確認しております。また、地質調査時に外周のそういう変状があるところの有無についても確認しております。</p>
山口委員 事業者1	<p>それで、確認して、実際あるのでしょうか。</p> <p>今のところ発見されておりませんが、今後そういうところが発見でき次第、検討するように準備をしております。</p>
山口委員	<p>ヒアリングでは、特に注意が必要な管理をずっとしていたところはなかったということですね。</p>
事業者1 山口委員	<p>はい。</p> <p>わかりました。</p> <p>あと、土地の安定性に関することを想定しないというのが気になっていて、言葉尻を捕らえるようで申し訳ないのですが、工事的には盛り土をなるべく回避するということはかなり評価しているのですが、文章のところ、例えば「本事業では傾斜地に盛り土を実施しないことから、土地の安定性に影響が生じる可能性は想定されない」と書いてありますが、方法書の後半を見ると盛り土はされますよね。ここでは「傾斜地には盛り土はしない」と書いてあるだけで。構造物を建てるのと、あと調整池の堤体等、あと何でしょうね、造成の道路とかももしかしたら盛り土するのかなというよう</p>

な気がしていて、一番崩れやすいところ、傾斜地に盛り土したら崩れやすいというところはもちろんですけど、平地に盛り土して傾斜をつくったところも壊れやすいというところはあるので、「想定しない」でいいのかなというところが疑問になります。

それと、雨のほうの質問のときに、一応林地開発のルールに従ってやっているのではという話がありましたけど、こういうのって災害が起きると人が死んだりすることがあるので、基準に従っているから大丈夫ですよというのはなかなかそれでスルーするのも難しい。最低限基準に従っている上で、なおかつ例えば雨はどうかとか、人の死だけではなくて生物とかの環境もいろいろ配慮しなくてはいけないというところがここの審査会とかこういうシステムの役割だと思う。住民からの、本当にもう少しちゃんと検討したほうがいいのではないかという意見のところは、もう一回見直しというか、検討していただいたほうがいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

事業者1

先ほどご意見いただきました土地の安定性の捉え方、また水害についての捉え方については、もう一度コンサル、気象協会さん、あと弊社含めて検討させていただきます。

山口委員

お願いします。

山田会長

ありがとうございます。続いて齋藤委員、お願いいたします。

齋藤委員

2つありまして、1つは化学物質の含有率の話で要約書の11ページ、ここで鉛、カドミウム、ヒ素、セレンについて、太陽光発電協会さんの使用済太陽電池モジュールの適正処理に資するというようなことで、この基準未満だと書かれていますが、これはメーカーさんから含有量の情報を得ているという理解でよろしいのでしょうか。

事業者1

こちらはすべてそういった情報をメーカーに必ず書面でいただいてから、うちが選定するような形をとっております。

齋藤委員

そうすると、このガイドラインでは全量ではなくて部位に分かれて含有されているということの基準になっているかと思うのですが、そういった基準でちゃんと得ているということではよろしいですか。

事業者1

ガイドラインに適合しているというような書面をいただいている状況ですので、もう一度その点を確認しておきます。

齋藤委員

わかりました。

そもそもこのガイドラインは一般的に環境影響の評価のときの基準として説明をする資料ということでよろしいのでしょうか。というのは、このガイドラインは「使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」ということで、使い終わった後に適正に処理をするために、これは0.1wt%未満ですよ。これを超えた場合には表示をしなさいと書いて

てあると思いますので、これが環境影響の評価として、もしくは住民に説明をする資料として、ガイドライン以下だから安全だと、大丈夫だというようなことでいいのかと。そのエビデンスとして用いる基準値としていいのかというところをお伺いしたい。一般的に例えば国の評価等でも用いられているものなのかというところが確認できなかったものですから。例えばメーカーからこれ以下ですよという情報を得ただけということであれば、住民への説明として少し検討が必要なのではないかと思いました。少なくともこのガイドラインの含有基準値未満ということであれば、これは平成29年のもので、今後もしかしたら変わってくる可能性もあると思いますし、少なくともここにやはり基準値ということは明記するべきではないでしょうか。

事業者1

経済産業省などで太陽光の事業をするに当たってのいろいろなガイドラインを出しておりまして、その資料の中でこのガイドラインの規定が用いられているのと、あとは配慮書の時点で、環境省様との質疑応答の中でこの基準値のガイドラインを満たしているのかというご指摘がありましたので、一般的にこの基準値を用いるのが弊社では最適ではないかと考えておりました。

また、含有値の基準値というのが一般のご自宅にある家電製品の基準値と同等の数値を用いているというところから、住民の方々にはそういった安全性をご説明しております。

また、これは含有値未満であっても、例えばパネルが割れて、3、4か月ずっと放置すると、そこから結局は出てきてしまうものが多いと考えていますので、そこについては保守管理で必ず点検をして、早急にパネルを張り替える等の対応で、その部分はしっかりと安全を担保していきたいと考えております。

齋藤委員

今までの経緯であるとか、その対応の方法について、非常によくわかりました。

では、私からのお願いとしては、その基準値というところはやっぱり明記していただければと思います。

事業者1

かしこまりました。

齋藤委員

あともう1点は、最初のほうで、地域特性を生かしたという話をされたと思うのですが、その地域特性というところに紐付けるところはどこという理解にすればよろしいのでしょうか。

事業者1

地域特性につきましては、配慮書の市長意見で、資材等の運搬に関わる影響について、周囲に学校、病院等が存在するので、それを踏まえて予測評価することという意見がございましたので、環境項目の中に沿道の大気質を追加しているのですけれども、その点につきましては地域特性を考慮しまして、参考項目に追加いたしております。

齋藤委員

なるほど。そうすると、ここで言う「地域」というのは「非常に学校に近い」といったかなりストリクト（厳格）な地域特性という意味なのですね。

事業者1

一般的な地域特性なのですから…。

齋藤委員

わかりました。少しその言葉の使い方がわかりにくいかなと思いました。

私からは以上です。

山田会長

どうもありがとうございました。

それでは、続いて森本委員、お願いいたします。

森本委員

大気質の予測調査について2点、要約書の40ページ、8. 予測地点で、工事関係車両の主要な走行ルート沿いの1地点で窒素酸化物、そのほかの予測をすると書いてありますが、その予測に使うためのバックグラウンド値の調査は、その前のページの4. 調査地点によると、クラブハウス地点の1地点で窒素酸化物等の現地調査を行って、それをバックグラウンドとすると読めるのですが、きちんと窒素酸化物等の予測をするためには、この走行ルート沿いの1地点での現地調査、バックグラウンド値を把握する必要があると思いますけれども、そのあたり、ちょっと違うというところがあれば説明していただきたいというのがまず1点です。

それともう一つ、工事をするとき、建設機械の稼働時の大気質の影響予測は、粉じん、降下ばいじんの状況のみを予測するという事になっているのですが、建設機械を動かすときのエアロゾル、窒素酸化物等の予測をしないと判断された理由をお聞かせいただけますでしょうか。

事業者1

まずは、沿道での大気質について調査をしなかった理由でございますけれども、沿道で大気質を測定できる地点を探しましたが、なかなか1週間連続で測定できるような場所が確認できなかったものですから、予測の方法としまして、環境大気質の測定地点でバックグラウンド濃度を測って、あと予測については一般車両の影響と工事関係車両の影響を両方予測してバックグラウンドに加えて予測するという方法がございますので、そちらの方法を使って予測することといたしました。

次に、建設機械の大気質について、なぜ予測しないかということでございますけれども、大気質につきましては、要約書の35ページにございます。太陽光発電事業につきまして、工所用車両や建設機械の稼働に伴う大気質の影響は、工事が大規模になる場合とか大量の残土が発生する場合については窒素酸化物、浮遊粒子状物質を選定するけれども、一般的な事業の場合は選定しないということになっており、本事業は一般的な事業よりもさらに規模が小さくなっておりますので、あえて選定する必要はないということで判断しております。

森本委員

要約書の43ページの地図を見ると、緑色の丸のところでは予測されるとい

事業者1 森本委員	<p>うことですよね。</p> <p>はい。</p> <p>そうなると、実際にバックグラウンドの値を測るのが黄色いところで、かなり状況が違うため、できればバックグラウンド値は緑の周辺で実測した値を使っていただければというのが希望するところですので、もう一度このあたり、再検討いただければいいのではないかなと思います。</p>
山田会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>予定の時間がそろそろ来ていますので、委員の皆様におかれましては、どうしてもこの場でご発言を希望する委員がいらっしゃいましたらお願いしたいですけれども、西條委員、丸尾委員、牧委員から手が挙がっていますが…。</p>
西條委員	<p>それでは西條委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>先ほどの盛り土の話について、40年経っているからということですが、地震の問題もあると思います。この辺は結構地震が多くて、何十年前の住宅開発団地が地震によって被害を受けているという現状もあります。ですから、水の問題だけじゃなくてそういう観点からも見てほしいと。特にどういう盛り土をしたかということが問題だと思います。ただ平らなところに地上げするために盛り土をしたということなら、それほど影響はないかと思うけれども、切り土と盛り土がミックスしているような状態で平地を造ったというようなことであれば、被害が大きくなる可能性があるのです。それから土地をいじるわけですよね。要するにパネルを設置するための地業や、基礎を施工する、そういう状況もあるので、その辺はシビアに見てほしいというのがあります。</p>
事業者1	<p>それからもう一つの質問が、方法書の164ページから166ページの廃棄物の状況の資料について、これを掲載した目的についてお伺いしたいです。</p> <p>廃棄物につきましては、参考項目の中で廃棄物の項目があり、現況としまして廃棄物につきましてどういった量が発生して、どのように処分されているかという情報が必要になってまいりますので、記載しているという状況でございます。</p>
西條委員	<p>どういう使われ方をするのか、ちょっといまいまいちわからないですけども、一応今の現状のデータということで捉えておきます。</p>
山田会長	<p>それでは、大変時間がないところ恐縮ですが、山口委員、手短かにお願いいたします。</p>
山口委員	<p>すみません、さっきの地震の話も私指摘しなければいけないところを言っていたら、すごく助かります。そのとおりだと思います。</p>

あと、どういう切り土をするかというところも重要なので、そこも何か検討していただければと思います。

あと、地盤調査32か所、ボーリング調査を32か所やったというのはすごいなと思いましたけど、これは32か所だとスウェーデン式サウンディングみたいな地盤調査なのか、それともちゃんとボーリング調査をして、土を実際に見れる調査をしたのか、どういう調査なのでしょう。

事業者1

まず、ボーリングの箇所数、申し訳ありません、間違えていました。34か所です。

それで、今回事業面積がまず広いということが1点挙げられます。それで、先ほど来お話ありました旧盛り土の部分があるのかないのか、そういうものの確認と、今日のご説明の中にもありましたが調整池もかなり多く造ります。そのための基礎が丈夫なものなのかどうかということも調査しております。トータル34か所、これはスウェーデン式サウンディング試験ではなく、ボーリング調査です。標準貫入試験を行って、土を採取しております。

山口委員

わかりました。スウェーデン式サウンディングではなくて、N値でちゃんと評価しているのであれば、ちゃんとやっているなという印象があります。

山田会長

ありがとうございました。

まだ質問等あるかと思いますが、時間になりましたので、切り換えさせていただきます。特に今回は方法書になりますので、環境影響評価の項目の選定に関わるところでまた追加の意見等をお寄せいただければ、また回答が得られるかと思いますが、後ほど事務局にその他の質問も含めて提出をお願いいたします。

今回は、本日の意見などについて事業者の対応方針をお示しいただき、さらに審議を重ねたいと思います。

事業者の方は以上となりますので、ご退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

(報告1)

【次第4 報告】

山田会長

それでは、次第4、報告に入ります。

ヨドバシ仙台第一ビル計画に係る事業計画（工作物の設置）の変更及び環境影響の再予測評価について、事業者より報告をお願いいたします。

事業者2

（資料2について説明）

山田会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして委員の皆様からご質問、ご意見をお願いいたします。挙手にてお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、西條委員、お願いいたします。

西條委員	<p>4ページの断面図を見ますと、パネルが自立した形で上に立つというような施工になるのでしょうか。</p>
	<p>それから、設備機器の目隠しという用途もあるということですが、その設備機器の高さ的なボリュームというのが、このパネルを立てることによって隠せる、要するに変更前のパネルの高さでは隠し切れなかったということだったのででしょうか。</p>
事業者2	<p>パネルにつきましては、自立というよりは外壁からつなげていくような形で止めている形になります。</p> <p>それから、5階の設備機器につきましては、5階の屋上のところに設備の機器を置いておきまして、5階が屋上でありそんなに高いものではないので、そのところに6階、7階、8階という3階建て分のパネルを入れるため、そこまでの大きな設備は当然見えないということで、目隠しになるかと考えております。</p>
西條委員	<p>そうすると、変更前のパネルでも十分に設備機器は隠せたという状況ですよ。</p>
事業者2	<p>5階の屋上に置いていましたので、下からは見えないかなと思います。</p>
西條委員	<p>というのは、このパネル、多分どこか当然外壁から持ち出して固定はされるのでしょうか。風圧とかを考えると何かリスクというのはどうなのでしょうか。</p>
事業者2	<p>もちろん鉄骨等を組んで、安全的なものは検討しております。</p>
西條委員	<p>それから、建物からの日影ですとか風害とかはほとんど影響がないということでしたけれども、この付近の空間の閉塞感というのが出てくるので、これを増設する理由がどうなのかと思いました。</p>
山田会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事業者さんに補足でご説明いただきたいのは、例えば5ページにあるような平面図を見ていると、本体と今回の新たな壁がどのような形で接続しているのか、どういうふうに強度が保たれているのか、何となくわかりにくいですよ。なので、もう少し説明を加えて、前に突き出した壁が道路側に不用意に、もちろん計算されて大丈夫でしょうけれども、不安定な状況なのか、あるいはきちんと囲まれているのか、何かわかりやすく説明してもらえませんか。</p>
事業者2	<p>その辺のところは、コメントを付け加えたいと思っております。</p>
山田会長	<p>それでは、ほかに委員から質問、ご意見ございませんでしょうか。それでは、この件については以上といたします。</p> <p>本日の意見、質問等を踏まえて、今後の事業計画の検討をお願いいたします。</p>

山田会長	<p>事業者の方は以上となりますので、ご退室願います。どうもありがとうございました。</p> <p>【次第5 その他】</p> <p>それでは、次第5、その他に移りますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。特にご意見、ご質問がなければ、以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>(各委員特になし)</p> <p>それでは、これで審議を終了し、進行を事務局にお返しします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>事務局より1点連絡</p> <p>・本日の審査案件に対する追加意見は、9月7日(水)まで</p>
事務局	<p>【次第6 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

令和4年12月1日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

山田 一裕

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

横尾 善之